

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 1 9 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護ロボット・ICT 機器の早期導入のための地域医療介護総合確保
基金（介護分）の過年度執行の積極的な活用について（依頼）

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
令和3年度の介護報酬及び運営基準等にかかる改定においては、テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上、業務効率化及び職員の負担軽減を推進していく観点から、見守り機器・情報通信機器を導入した場合の人員配置基準や夜勤職員配置加算の要件緩和、情報通信機器を活用した服薬指導の評価の新設、運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議のテレビ電話等を活用した実施等を認めることとしています。

また、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進していく観点から、CHASE・VISIT（令和3年度より、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ））として、両システムを一体的に運用する予定。）へのデータ提出とフィードバックの活用により更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進することとしており、こうした取組を評価する加算を創設することを予定しています。データ提出にあたっては、介護ソフトに入力したデータをLIFEに連携する機能等を備えることにより、再度、LIFEへデータを入力する負担が生じないような仕組みとすることが重要です。

このため、令和3年度当初から、これらの加算の算定や要件緩和された取組を通じた業務効率化等を推進するため、令和2年度から介護ロボット・ICT機器の導入やCHASE・VISIT（LIFE）に対応するための介護ソフトの改修、WiFi環境の整備等を行うことを希望する介護サービス事業所・施設が多くあることが想定されています。

介護ロボット・ICT機器の導入等に当たっては、令和元年度から地域医療介護総合確保基金による補助を実施しており、本年1月に行った当該年度の国庫補助協議分について、現在、内示の準備を進めているところですが、本年1月に協議を行わなかった都道府県についても、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の第2の（3）②に基づき、都道府県計画を変更することにより、これまでに交付された基金（基金残高）の過年度執行を行うことで、年度内に迅速に執行することが可能となっています。このため、各都道府県におかれては、管内の介護事業者のニーズを的確に把握した上で、積極的な過年度執行の活用にご協力いただくようよろしくお願いいたします。

なお、都道府県計画を変更する場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に報告・協議する必要がありますが、介護ロボット導入支援事業やICT導入支援事業に限らず、令和3年度の介護報酬及び運営基準等にかかる改定に対応するために地域医療総合確保基金の既存事業へ事業変更を行う場合については、原則として、承認することとしますので、都道府県計画の変更の検討に当たっては留意いただきますようお願いいたします。

(参考)

- ◎ 「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」地域医療介護総合確保基金管理運営要領(抄)

第 2 基金管理事業の実施

(3) 基金の取崩し

- ① 都道府県は、法第 4 条第 1 項の規定により作成した計画(以下「都道府県画」という。)の範囲内で、必要に応じ、基金事業に必要な経費を基金から取り崩し、基金事業の財源に充てるものとする。
- ② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額(都道府県の負担を含む。)及び運用益の範囲内で各基金事業に充当するものとする。

なお、当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じて変更することにより執行は可能である。また、当該執行の取扱いについては、別途定める。

第 5 都道府県計画の変更

- (1) 都道府県は、必要に応じて都道府県計画を変更することができるものとする。
- (2) 都道府県は、都道府県計画を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等)、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 都道府県は、都道府県計画の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、当該変更につき、あらかじめ、厚生労働大臣に報告し、協議した後に、当該変更した計画を、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 都道府県は、都道府県計画について軽微な変更をした場合には、厚生労働大臣に報告するものとする